

職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）の定款第16条第6項の規定に基づき、会長、代表理事副会長、業務執行理事副会長及び専務理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令の順守)

第2条 会長、代表理事副会長、業務執行理事副会長及び専務理事は、法令、定款及び本法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を執行し、協力して、定款に定める本法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(会長及び代表理事副会長)

第3条 会長及び代表理事副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 代表理事として本法人を代表して、その業務を執行する。
- 2) 社員総会及び理事会を招集し、議長としてこれ主宰する。
- 3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務執行理事副会長・専務理事)

第4条 業務執行理事副会長・専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 業務執行理事として、会長及び代表理事副会長を補佐し、本会の業務を分担行する。
- 2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第5条 会長、代表理事副会長ともに事故あるときの代行順序については、会長又は代表理事副会長があらかじめ指名した順序により、他の理事がこれに当たる。

(変更)

第6条 この規程は、本法人理事会の決議により変更することができる。

附則 この規程の改正は、平成31年3月2日から施行する。

附則 この規程の改正は、令和4年（2022年）6月5日から施行する。

別表 会長、代表理事副会長、業務執行理事副会長及び専務理事の職務権限

役員	職務権限
会長 <u>代表理事副会長</u>	① 法人運営の基本方針の作成に関する事 ② 事業計画・予算案の作成に関する事 ③ 事業報告・決算案の作成に関する事 ④ 社員総会・理事会の招集に関する事 ⑤ 契約、人事・給与に関する事
<u>業務執行理事副会長</u>	① <u>会長及び代表理事副会長</u> の業務代行に関する事 ② <u>会長及び代表理事副会長</u> から委嘱された特命事項に関する事
専務理事	① 事務執行に関する事 ② <u>会長及び代表理事副会長</u> から委嘱された特命事項に関する事